

## デジタルハリウッド大学再入学に関する規則

〔制定 平22. 3. 17〕  
〔改正 平23. 4. 20〕

### (目的)

第1条 この規則は、デジタルハリウッド大学学則（以下「学部学則」という。）第41条の2第2項又はデジタルハリウッド大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第38条の2第2項に規定する再入学の取り扱いに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

### (出願資格)

第2条 再入学の出願資格を有する者は、次の各号の一に該当する者で、退学又は除籍になった日から起算して経過年数が2年以内の者、かつ再入学後、成業の見込みがある者、及び当該退学又は除籍の理由が解消していることを要件とする。ただし、再入学する学年に欠員があることを要する。

- (1) 学部学則第40条第1項又は大学院学則第36条により退学した者
- (2) 学部学則第41条第1項第1号又は第2号若しくは大学院学則第37条第1項第1号又は第2号により除籍された者

2 再入学の出願資格を有しない者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学部学則第44条第3項又は大学院学則第40条第1項により放學に処された者
- (2) 学部学則第7条又は大学院学則第8条に定める在学期間の制限により除籍された者
- (3) 本規則に基づき再入学した後、退学又は除籍された者

### (再入学を出願できる学科等)

第3条 再入学を出願できる学科又は専攻は、原則として在学時に所属した学科又は専攻とする。

### (出願書類)

第4条 再入学志願者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて、所定の期日までに学長に願出しなければならない。

- (1) 再入学願書
- (2) 学業継続の動機及び決意表明を記した書類
- (3) 在学時の成績証明書
- (4) 退学又は除籍の原因となった事由が解消されたことを証明する書類

### (出願期間)

第5条 出願できる時期は、次の期間とする。

- (1) 前期に再入学を希望する場合は、2月中の指定する期間
- (2) 後期に再入学を希望する場合は、7月中の指定する期間

### (審査)

第6条 審査は該当学部又は研究科が行い、その合否は学務委員会又は入試判定会議の議を経て学長が決定し、教授会に報告する。

2 審査に当たっては、面接を課すこととし、必要に応じて筆記試験等を行うものとする。  
(再入学手続)

第7条 前条の審査に合格し再入学をしようとする者は、第8条に定める納付金を納付し、次の各号に掲げる書類を指定期日までに提出しなければならない。

- (1) 学生名簿
- (2) 保証書
- (3) 住民票
- (4) 納付金納付済みを証する書類
- (5) その他該当学部又は研究科が必要と認めた書類  
(納付金)

第8条 再入学をしようとする者は、当該学年に定められた授業料等及びその年度の入学金の全額を指定の期日までに納付しなければならない。

(再入学許可)

第9条 第6条の審査に合格し、第7条の手続きを終えた者に再入学を許可する。

2 前項の規定に関わらず、第2条第1項第2号(授業料等未納による除籍者)の出願資格により合格した者の場合は、除籍時の未納授業料等を再入学手続時まで納入・清算した場合に限り再入学を許可するものとする。

(再入学時期及び学年等)

第10条 再入学の時期は、学期の初めとする。

2 再入学は、原則として退学又は除籍時の学年、学期とする。

(既修得単位の認定及び卒業要件)

第11条 再入学者の退学又は除籍以前の修得単位は、再入学後審議の上、その一部又は全部を卒業に必要な単位として認めることができる。

2 再入学者の卒業要件は、再入学した学年の要件を適用する。

(修業年限)

第12条 再入学者の修業年限は、退学又は除籍以前のそれと通算して、学部にあつては4年、研究科にあつては2年とする。

(在学年数)

第13条 再入学者の在学年数は、退学又は除籍以前のそれと通算して、学部にあつては8年、研究科にあつては5年を超えることはできない。

(休学期間)

第14条 再入学者の休学期間は、学部学則及び大学院学則に定める休学期間から退学又は除籍以前のそれを差し引いた期間とする。

(再入学者の適用規則)

第15条 再入学した者には、当該者の属する年次の在学者に適用する学則及びその他諸規則並びにカリキュラムを適用する。

(規則の改廃)

第16条 この規則の改廃は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月20日から施行し、平成23年4月1日から適用する。